

津市市民活動推進事業 募集要領 令和9年度実施分

【募集期間】

令和9年1月13日（水）から2月12日（金）まで
※午後4時必着

【市民セレクション】

令和9年3月20日（土）午前9時30分から（予定）



あなたの手で地域の課題を
解決してみませんか！

【問い合わせ】

津市市民部地域連携課 対話連携担当
津市役所本庁舎3階
☎059-229-3110
e-mail 229-3110@city.tsu.lg.jp

(趣旨)

本事業は、地域の課題解決や活性化などを目的とする公益的な活動に取り組む団体を対象に、令和9年度に実施する事業経費などの一部を支援することで、団体の自立した活動への初期支援を行うことを目的とするものです。

※ この事業は、令和9年第1回津市議会定例会（令和9年3月議会）において令和9年度予算が議決されることが前提となります。

(事業の内容)

	市民活動推進事業補助金
交 付 金 額	交付対象経費の合計額×交付率 (交付上限額20万円、100円未満切り捨て) ※ 交付率：初年度2/3、2年度目1/2、3年度目1/3
交 付 対 象 経 費	事業の実施に必要な経費 (人件費、食糧費、5万円を超える備品購入費等は除く。)
交 付 回 数	3回まで
事 業 期 間	令和9年4月1日(木)から令和10年3月31日(金)まで

※令和9年度以降、内容を変更する場合があります。

(対象事業)

交付対象となる事業	交付対象とならない事業
<ul style="list-style-type: none">・地域の課題解決のために行う<u>公益的な活動</u>を目的として、新たに取り組む事業・交付初年度において、事業開始から3年以内の事業・津市民を主たる対象とし、津市内で実施する事業 <p>※公益的な活動とは…特定非営利活動促進法第2条別表に掲げる活動 (特定非営利活動促進法第2条別表 抜粋)</p> <ol style="list-style-type: none">① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動② 社会教育の推進を図る活動③ まちづくりの推進を図る活動④ 観光の振興を図る活動⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動⑦ 環境の保全を図る活動⑧ 災害救援活動⑨ 地域安全活動⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動⑪ 国際協力の活動⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動⑬ 子どもの健全育成を図る活動⑭ 情報化社会の発展を図る活動⑮ 科学技術の振興を図る活動⑯ 経済活動の活性化を図る活動⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動⑱ 消費者の保護を図る活動	<ul style="list-style-type: none">・営利を目的とする事業・国、地方公共団体、本市又は本市の助成を受けた他の団体が行う補助事業等の対象となる事業(ただし、コミュニティ助成金を財源とするものを除く。)・特定の個人や団体の交流会その他の親睦的な事業・施設の維持管理や物品の購入を主たる活動目的とする事業・公の秩序又は良俗を害するおそれのある事業・他の団体から引き継いだ事業 <div><p>営利を目的とする事業とは…</p><p>その事業を実施することにより、特定の個人や団体が利益を得ることをさします。 料金を徴収してはいけません。</p></div>

(交付対象経費)

区分	交付対象となる経費例	交付対象とならない経費例	
報償費	催し物等を開催する場合の講師、専門家への謝礼、調査及び研究に係る謝礼等。	団体構成員に対するもの。 手土産代、賞品、記念品等。	<p>(全経費項目共通)</p> <p>★領収書等により支払いの確認ができないなど、交付対象事業実施団体が支払ったことを明確に確認できない経費。</p> <p>★公的資金を支出する事業として、社会通念上、適切と認められない経費。</p> <p>★交付対象事業に直接必要と判断しかねる経費。</p> <p>★団体の経常的な運営に係る経費。 例) 事務所の管理費、事務局経費など。</p>
人件費	-	全て。	
食糧費	-	弁当代、茶菓子代、飲食代全て。	
交通費	講師、指導者等や団体スタッフの交通費及び研修参加費（津市内での活動に限る）。	団体構成員が会議や打合せ等に出席する際の交通費。	
消耗品費	会議資料、活動資料、プログラム、ポスター等の用紙、摩耗しやすい機材の部品や材料等。 事業実施に必要な食材費等。	団体ユニフォーム 必要以上の消耗品の購入費。	
印刷製本費	チラシ、テキスト等の印刷、資料のコピー、写真現像等。	団体の会員募集のためのチラシ、ポスター。	
燃料費	交付対象事業を実施するために必要な活動の主目的となるガソリン代（単価は明確にすること）。	団体事務所のガソリン、灯油代等。 会議や打合せ等への出席に係るもの等。	
光熱水費	交付対象事業に使用する部分が明確に区別できる電気、ガス、水道代。	団体事務所の電気、ガス、水道代等。	
通信運搬費	交付対象事業を実施するために必要な募集案内や会議資料などを送付するための切手、ハガキ、宅配便代。 交付対象事業に使用する部分が明確に区別できる電話・FAX 代。	団体構成員間の通信費。 交付対象事業以外で使用するインターネット使用料。	
保険料	参加者、指導者、講師が加入する損害賠償、傷害保険等。	参加者等が任意で加入する傷害保険、家屋火災、地震等の家屋に係るもの等。	
委託料	専門的な知識や技術に対し業務を外部に委託した費用など、交付対象事業の実施に必要不可欠と認められる委託料。	再委託など、交付対象事業の全面的な内容の委託や必要不可欠と認められない委託料。	
使用料及び賃借料	交付対象事業を実施するにあたり必要不可欠な会場の使用料、音響機材やプロジェクター、スクリーン等器具及び備品のレンタル代、オンラインセミナー開催用のアカウント使用料。	団体事務所としての会議室、施設の使用料。 団体内ウェブ会議開催用のアカウント使用料。 交付対象事業以外の備品使用料。	
手数料	交付対象事業の実施に必要な検査や登録手続きに係る費用。 クラウドファンディング手数料	振込手数料 代引手数料	
備品購入費	交付対象事業の実施に必要な備品で、賃借に適さないもの。 交付対象経費限度額 5万円以内 ※備品とは…1年以上その形状を変えずに使用かつ保存することができ、1個又は1組につき単価が税込み1万円以上のもの。	主に交付対象事業以外で使用するもの。 汎用性の高いもの。 5万円を超える部分。	
その他経費	広告費	施設等の建設整備費及び修繕費。	

※ 交付対象となる経費であっても、領収書の発行年月日（領収日）が補助金の交付決定日から令和10年3月31日（金）までの間でないと補助金の支出経費として認め

られません。

※ 既に支出した経費であっても、内容が適切でないものについては交付対象外になります。疑問がある場合は、支出する前に地域連携課にご相談ください。

(応募団体の要件)

対象となる団体	対象とならない団体
<ul style="list-style-type: none">・構成員が5人以上で構成され、津市内に主な活動拠点があり、自主的な公益活動をしている市民活動団体・団体の設立目的、組織、運営に関する規約、会則等を定めており、適切な会計処理が行われている団体	<ul style="list-style-type: none">・3回以上、市民活動推進補助金等を交付された団体・地縁団体（自治会、地区社会福祉協議会、老人会、子ども会、自主防災会 など）・政治活動、宗教活動または営利を目的とする団体・特定の公職の候補者及び公職にあるものを支持または反対する団体・構成員相互の共益、親睦の活動のみを行う団体・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）または暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団対話連携担当の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体

(応募の方法)

募集期間内に、下記の書類を提出してください。

- ①津市市民活動推進事業補助金 事業提案書（第1号様式）
- ②提案事業調書（第2号様式）
- ③提案事業収支予算書（第3号様式）
- ④団体の規約や会則など目的、組織、運営に関して確認できるもの（任意様式）
- ⑤団体構成員名簿（任意様式）
- ⑥活動が分かるパンフレット・写真等（任意）
- ⑦予算の積算根拠となる見積書又はカタログのコピー

※ ①～③の様式は、津市ホームページからダウンロードすることもできます。



津市ホームページ

（選考の方法）

提案団体がプレゼンテーションを実施する『市民セレクション』において、選考懇話会委員が評価を行います。これを参考に、津市が交付対象事業を決定します。

プレゼンテーションに用いるパワーポイントの電子データやプレゼンテーション資料は令和9年3月4日（木）午後4時までに提出してください。

市民セレクション当日は、事務局が選考懇話会委員及び参加者に対して提案事業調書（第2号様式）と提案事業収支予算書（第3号様式）を配付します。

発表に当たっては、提案事業調書に記載した内容についてご説明ください。

なお、次の項目を必ず含めて発表をしてください。

- ・団体の概要
- ・当補助金を用いて、どのような事業を実施するのか
- ・当補助金を具体的にどのような物品の購入やサービス等に使用するのか
- ・当補助金を用いて事業を行うことで期待される津市への効果

評価は、事業提案書の内容、プレゼンテーションの内容により、「公益性・地域性・発展性・独創性・実現性」について行います。

（補助金対象事業の採択）

交付対象事業の採択は、令和9年第1回津市議会定例会における令和9年度予算案の議決後、予算の範囲内で決定し、速やかに通知します。

（交付申請）

交付対象事業として採択された場合は、市の補助金等交付申請書を提出してください。

提出期間内に書類の提出がない場合は、補助金申請の意思がないものとして判断しますので御注意ください。

【補助金等交付申請書の提出期間】

令和9年4月1日（木）から同月20日（火）まで

（事業の実施について）

交付対象事業を実施するにあたり、やむを得ない理由でスケジュールや予算配分などの対象経費の変更を行う場合は、必ず地域連携課へご連絡ください。事業内容の変更については、認められませんのでご留意ください。

また、交付決定後の増額変更はいかなる場合でもできません。

（中間報告について）

交付対象事業の進捗状況について、交付決定時に指定する書式で中間報告を行ってください。内容によっては、状況の聞取りや、専門家の助言を受けていただきます。

（実績報告について）

交付決定時に市が指定する提出期限内に実績報告書等を提出してください。
提出期限内に書類の提出がない場合は、交付決定の全部又は一部が取消しとなる
ことがあります。

（事業報告について）

補助金の交付を受けた団体は、必ずその活動実績等について、公開発表会などの市が指定する方法により報告する必要があります。
事業報告を実施されない場合は、補助金の交付決定が取り消す場合があります。

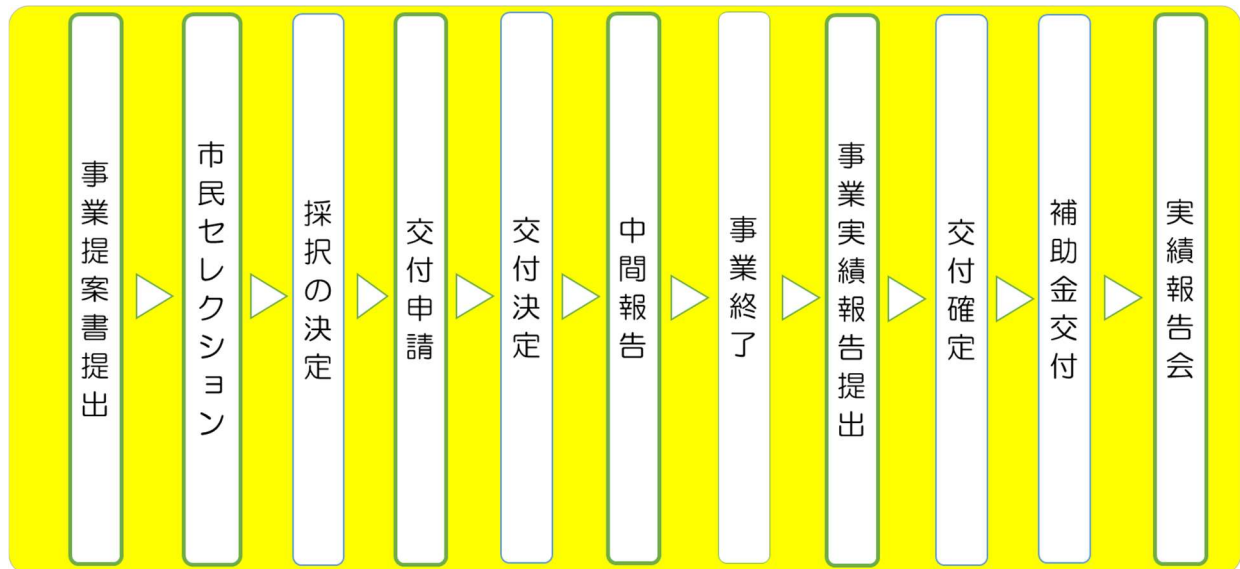
（補助金の返還等）

補助金に申請した事業が天災などのやむを得ない事情により、実施できなかった場合で、すでに当該事業に係る支出経費があった場合の補助金の取扱いについては、個別に御相談ください。

（その他）

- (1) 市民の税を原資に補助金が交付されることから、補助金の交付決定を受けた団体は、補助金を誠実かつ適切に使用してください。
また、交付対象事業に関わる帳簿及び資料、収支に係る書類・領収書等は、他の事業とは区別し、5年間保管してください。
- (2) 当該補助金は、団体の行う事業への財政的な支援であることから、申請に当たっては総会に諮るなど必ず団体内において実施の合意を得てください。
- (3) 共催事業として実施する場合は、別途ご相談ください。
- (4) 応募に係る費用は、応募団体の負担とします。
- (5) 提出された書類等は返却しません。

(令和9年度津市市民活動推進事業補助金交付事業に係るスケジュール)



★が付いているものは、必ず参加が必要です。

項目	日時等	備考
募集案内	広報津令和8年11月号に掲載	
事前相談	随 時 ※来庁前に電話やメール等で御連絡ください。	<u>初めて応募する団体は、事前に必ず御相談ください。</u>
事前説明会	令和9年1月7日(木) 午後6時から(予定)	
応募受付開始	令和9年1月13日(水)	
応募締切	令和9年2月12日(金) 午後4時必着	
プレゼンテーション資料提出締切	令和9年3月4日(木) 午後4時必着	
★市民セレクション (公開プレゼンテーション)	令和9年3月20日(土) 午前9時30分から(予定)	
提案事業の採択の決定	令和9年3月下旬	採択団体には、予算案可決後、通知とともに交付申請書類を送付しますので、提出期間内に提出してください。
交付申請受付開始	令和9年4月1日(木)	期間内に書類の提出がない場合は、申請の意思がないものとして判断します。
交付申請締切	令和9年4月20日(火)	
中間報告書の提出	令和9年10月15日(金)まで	期間内に書類の提出がない場合、補助金交付決定を取り消す場合があります。
実績報告書の提出	事業完了後30日以内(ただし、令和10年3月31日(金)まで)	
★事業報告 (公開発表)	令和10年5月下旬(未定)	